

令和4年2月8日

長期優良住宅認定申請を行う皆様へ

北九州市建築都市局指導部
建築指導課長 彌榮 高広

長期優良住宅認定に係る着工前申請の遵守について（注意喚起）

長期優良住宅の認定は、工事着工前に所管行政庁（北九州市）に申請することが法令の要件となっています。この度、本市が認定した物件において、法令の要件を満たしていない申請であることが判明したため、16件の認定を取り消しました。

申請に際し、着工前申請の遵守について、改めて周知します。

【取消し理由】

対象物件は、認定申請書の「工事着工の予定日」に虚偽の記載をして事前着工しており、法令の要件を満たしていない瑕疵（違法）のある申請のため。

<参考>

国土交通省のホームページで公表されている不正事案

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000064.html

■過去の不正事案の例

- 所管行政庁が発行する長期優良住宅認定通知書を偽造（所管行政庁への申請手続き等を行っていない）
- 登録住宅性能評価機関が発行する事前技術的審査に係る適合証を偽造し（登録住宅性能評価機関への申請手続き等を行っていない）、長期優良住宅認定通知書を取得
- 住宅の建築工事が完了した旨の所管行政庁への報告書において、添付した検査済証の写しを改ざん
- 筋交いの未設置、性能の劣る防腐・防蟻処理による施工等、現場施工図書における認定基準への不適合